

(6) 防災関係

防災ダム整備事業	事業主体 県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 防災対策班

趣 旨

台風，豪雪等で河川の増水による農地，農業用施設が被害を受け安定した経営を営むことができない地域に対して洪水調節用ダムの新設改修を行うもの。

事業の内容

洪水調整用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修及び併せ行う関連整備。

採 択 要 件

防災受益面積がおおむね100ha以上。

但し，台風常襲地帯，豪雪地帯又は振興山村であって，おおむね過去10か年に激甚災害の指定を受けた地域において行うものにあつては，おおむね70ha以上。

農業以外の事業効果が50%未満

事業主体

県

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	防災ダム工事		55	39	6	

ため池整備事業	県	① 農村振興課 地域計画班
	事業主体 市町村等	② 農村整備課 防災対策班

趣 旨

災害発生のおそれのあるため池の整備等

事業の内容

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修，豪雨による決壊の防止，その他の洪水調整機能の賦与・増進のために必要なため池の改修，附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調整機能の発揮のための整備。

(2) 一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命，家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池(災害防止用のダムを含む。)の新設，変更，新設と併せ行う廃止，しゅんせつ，附帯施設の整備，下流水路の整備又は管理施設の整備，水質悪化が著しく，地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事。

(3) 長寿命化型

施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事。

2 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う，ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修，廃止，しゅんせつ，附帯施設の整備，周辺水路の整備，その他目的を達成するために必要な施設の整備。

採択要件

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

防災重点ため池又は，施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの。

・大規模

- 1) 防災受益面積おおむね70ha以上(台風常襲地帯，豪雪地帯，振興山村地帯の場合は，防災受益面積がおおむね30ha以上)かつ，受益面積がおおむね40ha以上。
- 2) 防災受益面積おおむね7ha以上かつ，受益面積がおおむね2ha以上であって，想定被害額(農外)が3億円以上。

・小規模

- 1) 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額(農外)が4,000万円以上かつ，受益面積がおおむね2ha以上。
(ため池緊急対策として実施する場合は，防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額(農外)が4,000万円以上。)
- 2) 総事業費がおおむね800万円以上。

(2) 一般整備型

- ・大規模 受益面積がおおむね100ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上。
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね70ha以上で、総事業費がおおむね3,000万円以上。)
※但し、旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。
 - ・小規模 受益面積がおおむね2ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上。
(ため池緊急対策として実施する場合は、総事業費がおおむね800万円以上。)
※但し、旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。
- ※ため池の廃止にあたっては、貯水量1,000m³以上で、総事業費がおおむね800万円以上。

(3) 長寿命化型

施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの。
(ため池緊急対策として実施する場合は、施設長寿命化計画等が策定されているもの。)

2 ため池群整備

- ・大規模 受益面積の合計がおおむね80ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額(農外)の合計が10億円以上のもの。
(台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね140ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7億円以上のもの。)
- ・小規模 受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね20ha以上又は想定被害額(農外)の合計が1億円以上のもの。
(台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね14ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7千万円以上のもの。)

事業主体

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調整機能の発揮のための整備にあつては、県。

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修にあつては、県又は市町村。

(2) 一般整備型

ため池の廃止にあつては、県又は市町村。

上記以外にあつては、県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

(3) 長寿命化型

県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

2 ため池群整備工事

県

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考	
	ため池総合整備事業						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	未定	未定	未定	
		小規模	50 <55>	未定	未定	未定	
	一般整備型	大規模	55	未定	未定	未定	
		小規模	50 <55>	未定	未定	未定	
	長寿命化型		50 <55>	未定	未定	未定	
	ため池群整備	大規模	55	未定	未定	未定	
		小規模	50 <55>	(33) <未定>	(17) <未定>	(0) <未定>	(40ha以上)
			50 <55>	(29) <未定>	(21) <未定>	(0) <未定>	(40ha未満)

※ <> は中山間地域

※ 県有土地改良財産となっているダムについては、参考資料「(11) 県有土地改良財産のダムに係る事業の負担割合について」を参照

※ () は平成30年度以前着工地区

用排水施設等整備事業	事業主体	県 市町村等	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
				② 農村整備課 防災対策班

趣 旨

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

1 湛水防除事業

事業の内容

(1) 排水施設整備対策工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修。

(2) 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(1)と併せ行うものを除く。）

(3) 湛水防除施設改修工事

(1)により整備された農業用排水施設の機能低下により再び湛水被害が生ずるおそれのある地域における施設の機能回復のために行う施設の更新及び改良

(4) クリーク防災機能保全対策工事

農業用の水路網(クリーク)の密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の新設、廃止又は改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地。

採択要件

- ・ 大規模
 - (1) 排水施設整備工事及び(3)湛水防除施設改修工事
受益面積がおおむね400ha以上かつ、総事業費がおおむね5億円以上
 - (2) 排水管理施設整備工事
受益面積がおおむね1,000ha以上
 - (4) クリーク防災機能保全対策工事
受益面積がおおむね100ha以上
- ・ 小規模
 - (1) 排水施設整備工事及び(3)湛水防除施設改修工事
受益面積がおおむね30ha以上かつ、総事業費がおおむね5,000万円以上
 - (2) 排水管理施設整備工事
受益面積がおおむね100ha以上
 - (4) クリーク防災機能保全対策工事
受益面積がおおむね20ha以上

※農業以外の事業効果が全体の50%未満であること。

事業主体 県又は市町村等(但し、(4)については県に限る。)

2 地盤沈下対策事業

事業の内容

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備

採択要件

- ・大規模 受益面積がおおむね400ha以上
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県

3 用排水施設整備事業

事業の内容

築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

採択要件

- ・大規模 (県営) 受益面積がおおむね400ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね200ha以上で、3,000万円以上)
- ・大規模 (団体営) 受益面積がおおむね200ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね100ha以上で、3,000万円以上)
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね10ha以上で総事業費がおおむね800万円以上)

事業主体 県又は市町村等

4 鉱毒対策事業

事業の内容

いおう、銅、その他農産物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う鉱源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土

採択要件

- ・受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県又は市町村等

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営	湛水防除	大規模（基幹施設）	55	37	8	—	400ha以上
		大規模（その他施設）	55	37	8	—	1,000ha以上
		小規模	50 〈55〉	42 〈42〉	8 〈3〉	— 〈—〉	300ha以上
		小規模（基幹施設）	50 〈55〉	37 〈37〉	13 〈8〉	— 〈—〉	
		小規模（その他施設）	50 〈55〉	32 〈32〉	18 〈13〉	— 〈—〉	
	地盤沈下	大規模	55	34	11	—	400ha以上
		小規模	50 〈55〉	39 〈39〉	11 〈6〉	— 〈—〉	200～400ha
			50 〈55〉	34 〈34〉	16 〈11〉	— 〈—〉	200ha未満
	用排水施設	大規模	55	28	17		400ha以上 中山間地域は200ha以上
		小規模	50 〈55〉	33 〈33〉	17 〈12〉		200ha以上
50 〈55〉			29 〈29〉	21 〈16〉		200ha未満	
	鉍毒対策	50 〈55〉	未定	未定	未定		
団体営	用排水施設	50	1	49	—		

※ 〈 〉 は中山間地域

備 考 基幹施設：排水機，排水樋門，第一線堤防，遊水池等貯留施設，地下浸透施設
（排水機，排水樋門には，これと一体不可分の関係にある導水路，操作管理
設備等の施設が含まれるものとして取り扱われる）
その他施設：排水路等基幹施設以外の施設

農地保全整備事業	事業主体	県 市町村等	① 農村振興課 地域計画班 所管課班 ② 農村整備課 防災対策班

趣 旨

急傾斜地帯や侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯，又は風害等を受けやすい地域において，排水施設や防風施設等の整備を行うことにより，農用地の保全と災害の未然防止を図るとともに，優良農地を確保し農作物の生産性向上を目的とするもの。

事業の内容

1 農地侵食防止工事

- ・急傾斜地帯や侵食を受けやすい土壌地帯における排水路等の整備又は風食，風害等を受けやすい地域における防風施設の整備。また，併せ行うことが技術的，経済的に適当と認められる農道等の整備
- ・農耕に支障のある特殊土壌又はさんご，石れき等の排除工事

2 農地機能保全対策工事

- ・地盤の相当部分が泥炭土であることに起因する地盤沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により，農作物の生育が阻害され，農作物の能率が低下することを防止するための整地，暗渠排水，農道等の整備

3 特殊自然災害対策工事

- ・特殊な自然災害に起因し，農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理施設若しくは農地被覆施設の整備（活動火山対策特別措置法の地域）

事業要件

1 農地侵食防止工事

- 県営事業 受益面積おおむね50ha以上（畑地おおむね20ha以上）
関連工事は受益面積おおむね5ha以上
- 団体営事業 受益面積おおむね10ha以上。関連工事は受益面積制限なし

2 農地機能保全対策工事

- 受益面積おおむね20ha以上

3 特殊自然災害対策工事

- 活動火山対策特別措置法第19条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること

事業主体

県又は市町村等（農村地域防災対策施設整備工事，特殊農地保全整備工事又は農地機能保全対策工事にあたっては，県に限る。）また，排除工事にあたっては，団体に限る。

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
		農地侵食防止工事他		50	未定	未定	

地域防災機能増進事業	事業主体 県 市町村	所管課班 農村整備課 防災対策班
------------	------------------	---------------------

趣 旨

防災対策が必要な土地改良施設に対して、豪雨対策改修や耐震対策改修を行うもの。

事業の内容

- 1 土地改良施設豪雨対策事業
土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修
- 2 土地改良施設耐震対策事業
土地改良施設の耐震改修
- 3 農道防災対策工事
農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備

採 択 要 件

- 1 土地改良施設豪雨対策事業
地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの
ア) 総事業費の合計がおおむね800万円以上
イ) 防災受益面積の合計がおおむね30ha以上のもの
- 2 土地改良施設耐震対策事業
耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次に該当するもの
大規模：防災受益面積がおおむね400ha以上
小規模：防災受益面積がおおむね30ha以上、又は総事業費がおおむね800万円以上
- 3 農道防災対策事業
防災対策の必要性が整理されており、かつ、次に該当するもの
大規模：防災受益面積がおおむね400ha以上
小規模：防災受益面積がおおむね30ha以上、又は総事業費がおおむね800万円以上

事業主体

県、市町村

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	土地改良施設豪雨対策事業	50 <55>	未定	未定	—	
	土地改良施設耐震対策事業	大規模	55	未定	未定	—
		小規模	50 <55>	未定	未定	— <—>
	農道防災対策事業	大規模	55	未定	未定	—
		小規模	50 <55>	未定	未定	— <—>

※ < > は中山間地域

特定農業用管水路等特別対策事業	事業主体	県	所管課班 農村整備課 防災対策班
		市町村等	

趣 旨

石綿を含有する製品は、価格が安く、施工性がよかったことから、昭和30年～50年にかけて農業用水路や機场上屋の内壁材等において採用されている状況にあるが、平成17年7月に「石綿障害予防規則」が施行され、石綿含有製品から石綿を含有しない製品に代替えするよう努めることが事業者の責務として明記された。

このような中、老朽化等に伴い石綿を含有する製品の破壊等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されることから、石綿を含有する製品について、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るものである。

事業の内容

- (1) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適當な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更
- (2) (1) の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更
- (3) 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

採 択 要 件

石綿を含有する建材を使用した建築物あるいは石綿セメント管等を一定割合以上含んでいる地域であって、以下の受益面積を満たすもの

県 営：おおむね20ha以上

団体営：おおむね10ha以上

事 業 主 体

県，市町村等

県 営	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	特別対策事業（県営造成施設）	50 <55>	35 <35>	10 <10>	5 <0>	
団体営	区 分	国	県	その他		備 考
	特別対策事業（国営造成施設）	50	21	29		
	特別対策事業	50	1	49		

※〈 〉は中山間地域（H25以降適用）

農業用河川工作物等応急対策事業事業主体
県
市町村等所管課班
① 農村振興課 地域計画班
② 農村整備課 防災対策班**趣 旨**

農業用河川工作物の構造が不適當若しくは不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物（道路を横断する水管橋，水路橋及び農道橋等をいう。）について整備補強等の改善措置を講じ，洪水，高潮及び地震等による災害を未然防止を図るため，農業用河川工作物応急対策等事業を実施する。

事業の内容

1 農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物（頭首工，水門，樋門，樋管，橋梁等）の整備補強，撤去又は撤去に伴う整備

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

農業用道路横断工作物の耐震補強整備

採 択 要 件

1 農業用河川工作物応急対策事業

大規模：総事業費がおおむね10,000万円以上，事業実施主体は県に限る

小規模：総事業費がおおむね800万円以上

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

総事業費がおおむね800万円以上

事業主体

県，市町村等

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
	河川応対	大規模	55	37	8	—	
河川応対	小規模	<55>	<42>	<3>	<—>	総事業費 5,000万円以上	
		50 <55>	32 <32>	18 <13>	— <—>	総事業費 800万円以上	

※ < > は中山間地域

地すべり対策事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村整備課 防災対策班
-----------------	-------------------	------------------

趣 旨

地すべり現象に対する国土保全及び民生の安定を図るための事業

事業の内容

1 地すべり防止工事

- ・地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事

2 ぼた山崩壊防止工事

- ・ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事

3 関連事業

- (1)暗渠排水，ため池の移転又は漏水防止，浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理，浸透の著しい用排水路の改修又は移転等地すべり防止工事と直接関連して行われ，地すべり防止の機能を果たすもの。
- (2)ため池の移転又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの
- (3)農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの

4 地すべり防止施設長寿命化対策工事

- ・地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事

採 択 要 件

- ・地すべり防止工事，ぼた山崩壊防止工事
総事業費7,000万円以上
- ・関連事業
地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの
- ・地すべり防止施設長寿命化対策工事
施設長寿命化計画が策定されており，かつ，総事業費がおおむね800万円以上のもの

事業主体

- ・ 県 ：地すべり防止工事，ぼた山崩壊防止工事，地すべり防止施設長寿命化対策工事
- ・ 市町村等：関連事業

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
	防止工事	地すべり防止工事	50	50	—	—	
ぼた山崩壊防止工事		50	50	—	—		
関連事業		未 定	未 定	未 定	未 定		
長寿命化対策工事		50	50	—	—		

農業用施設等災害管理対策事業	事業主体	県 市町村等	所管課班
			① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 防災対策班

趣 旨

防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備

事業の内容

- 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備
- 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備
 - (1)雨量計若しくは水位計等の観測機器，緊急放流施設，緊急排水ポンプ，安全導水路，洪水水位調節のための施設又は装置，ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置，非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備
 - (2)農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動
- 3 農地の防災機能増進工事

農地が本来有する多面的機能としての洪水調節の適切な発揮に必要な工事
- 4 簡易な施設整備

暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事
- 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うために必要な以下の整備
 - (1) 親水・景観保護のための施設
 - (2)生態系保全のための施設
 - (3)適切な利用と保全を図るための施設
 - (4)ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水，生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設，導水路又は遊水池等の整備
 - (5)しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備
 - (6)(4)又は(5)と併せて行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備
 - (7)ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備
- 6 特認事業

農政局長が必要と認める事業

事業要件

上記1～3

防災受益面積の合計がおおむね10ha以上

4 簡易な施設整備

- (1) 暫定的な整備の合理性，関係者への説明責任・同意，暫定整備の整備水準の明示，減災活動・体制の整備の実効性，整備計画の明示
- (2) 防災受益面積の合計がおおむね10ha以上

5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うために必要な以下の整備

- (1) 防災ダム整備事業，ため池整備事業，用排水施設等整備事業と併せ行うもの又は過去に実施したもの
- (2) 関連する土地改良施設の受益面積が20ha以上であるもの。但し，関連する土地改良施設がため池の場合にあっては，受益面積2ha以上

事業主体

県又は市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農業用施設等災害管理対策事業	50 <55>	未定	未定	未定	< >中山間地域

農村防災施設整備事業	事業主体	県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
		市町村等		② 農村整備課 防災対策班

趣 旨

地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な被害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農地・農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業基盤整備と農村生活維持施設整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復に資することとする。

事業の内容

農村防災施設整備事業計画に位置付けられた、次に掲げる事業の実施

- 1 農村防災施設
 - ①緊急避難路整備 ②緊急避難施設整備 ③防火水槽整備 ④緊急避難施設の耐震化
 - ⑤情報基盤施設整備 ⑥雪崩防止施設整備 ⑦防護柵等安全設備 ⑧災害防除林
- 2 農業生産基盤整備
 - ①農業用排水施設整備 ②区画整理 ③農用地造成 ④農道整備
 - ⑤農用地の改良又は保全
- 3 農村生活維持施設整備
 - ①農業集落道路整備 ②営農飲雑用水施設整備 ③農業集落排水施設整備
 - ④農業施設等用地整備

採 択 要 件

- 1 農村防災施設
災害防除対策推進地域等で定める地域
- 2 農業生産基盤整備
甚大な災害発生地域に該当する地域
①②受益面積おおむね60ha以上 ③受益面積おおむね40ha以上
④受益面積おおむね50ha以上 ⑤受益面積おおむね20ha以上
- 3 農村生活維持施設整備
甚大な災害発生地域に該当する地域
ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業と併せ行う事業
または、上記農業生産基盤整備事業と併せ行う事業

事業主体

県，市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業)	50 <55>	29 <29>	14 <14>	7 < 2>	※ <> は中山間地域 (H25以降適用)

海岸保全施設整備事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
-------------------	--------	------------------

趣 旨

津波、高潮、侵食等の自然災害の被害から背後農地を防護するための工事を実施するとともに、海岸環境を整備し、海岸利用の推進を図る。

事業内容

1 高潮対策

高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

2 侵食対策

波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

3 海岸耐震対策

地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。

(1) 堤防・護岸等の耐震性能調査

(2) 堤防・護岸等の耐震対策

4 海岸堤防等老朽化対策

(1) 長寿命化計画の策定

① 海岸保全施設の機能診断

② 診断結果を踏まえた長寿命化計画の策定又は変更

(2) 老朽化対策

① 海岸保全施設の老朽化調査

② 調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定

③ 老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事

5 津波・高潮危機管理対策

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を行う。

6 海岸環境整備

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

採 択 要 件

1 高潮対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口50人以上で総事業費10,000万円（離島にあっては5,000万円）以上。

2 侵食対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口50人以上で総事業費10,000万円（離島にあっては5,000万円）以上。

3 海岸耐震対策

都道府県が行うもの5,000万円以上。市町村が行うもの2,500万円以上。

4 海岸堤防等老朽化対策

都道府県が行うもの5,000万円以上。市町村が行うもの2,500万円以上。

5 津波・高潮危機管理対策

一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。

都道府県が行うもの5,000万円以上。市町村が行うもの2,500万円以上。

6 海岸環境整備

(1)海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、進入路、通路、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業で総事業費が10,000万円以上。

(2)広域的な一連の海岸において、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業で総事業費が10,000万円以上。

(3)侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が10,000万円以上。

(4)国指定文化財等の保護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良、国立公園内等の保全・再生を図るために既存海岸保全施設の改良を行う海岸で、総事業費が10,000万円以上。

(5)海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸で、階段工、安全情報伝達施設等を整備する事業で、総事業費が1,000万円以上。

(6)①汚染の著しい海域において行うボート等の除去で、総事業費が10,000万円以上。

②海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が5,000万円以上。

事業主体 県，市町村

負担割合 (県 営)	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	高潮対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	侵食対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	海岸耐震対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	海岸堤防老朽化対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	津波・高潮危機管理対策	50	50	—	—	
	海岸環境整備	1/3	2/3	—		

障害防止対策事業	事業主体	国 県	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
----------	------	--------	--------------------

趣 旨

自衛隊の演習活動及び整備拡張等に起因して、周辺地域の用排水路への土砂の流入や流出量の増大及び農業用水不足等の障害が発生している場合、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法第101号、以下「法」という）に基づき、その障害を防止または除去・軽減するため各種対策工事を実施する。

事業の内容

【補助対象となる施設の具体的事例】

〔洪水対策〕

- 洪水量の増加に対応できるよう河川改修、排水路の改修を行う。
- 増加した洪水量を調節する洪水調整池（ダム）を建設する。
- 河川等の改修と調整池を組み合わせる。
- 増加した洪水量を排水するため、河川（排水路）改修と排水機（場）を組み合わせる。

〔土砂流出対策〕

- 流出する土砂を溜めるため砂防ダムを建設する。
- 溪流の安定を図るため、床固工、谷止工を建設する。
- 裸地化した箇所や、崩壊地の植生回復を図るため、山腹工を施行する。

〔用水対策〕

- 用水路（用排兼用水路）を装工する
- 貯水用ダム（溜池）を建設する。
- 地下水又は河川水を取水するため揚水（機）を設ける。

採 択 基 準

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抜粋）
（障害防止工事の助成）

第3条第1項

国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 道路、河川又は海岸
- 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 水道又は下水道
- その他政令で定める施設

○次に掲げる(1)～(3)の要件を満たしていること。

(1) 法第3条第1項又は政令第1条に規定する自衛隊等の行為があること。

※法第3条第1項に規定する行為

- 機甲車両その他重車両のひん繁な使用
- 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施

※政令第1条に規定する行為

- 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- 防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- 電波のひん繁な発射

(2) (1) の自衛隊等の行為による障害があること

※例

- ① 戦車等の訓練によって演習場内が荒廃し、当該区域を流域に持つ河川において、洪水や土砂流出による被害が生じる。
- ② 機甲車両等のひん繁な使用による道路の損傷。
- ③ 通信施設からの強力な電波の発射や、航空機の低空飛行によって周辺民家等のテレビの映像を不鮮明にする。

(3) 障害を防止し、又は軽減するための工事の対象となる施設が、法第3条第1項又は政令第3条に規定する施設であること。

※法第3条第1項に規定する施設

- ① 農業用施設，林業用施設又は漁業用施設
- ② 道路，河川又は海岸
- ③ 防風施設，防砂施設その他の防災施設
- ④ 水道又は下水道

※政令第3条に規定する施設

- ① 鉄 道
- ② テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	障害防止対策事業	100 ～66.7	0 ～16.7	0 ～16.6		障害(帰責原因)の度合いにより負担割合は変化する。

農地・農業用施設 災害復旧事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------------------------	----------------------------	------------------------

趣 旨

「農地・農業用施設災害復旧事業」は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地等の災害を防止するため必要な施設）が被災した場合に復旧する事業である。この災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。通称「暫定法」。）に基づき、農地、農業用施設等の復旧に要する費用に国庫補助がなされ、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

事業の内容

1 事業の対象となる農地、農業用施設

- ① 農地とは、現に耕作（農地をコンクリートその他これに類するもので覆われている農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培も該当する）もしくは肥培管理を行っている土地又は耕作可能な休耕地等で、水田、畑地、果樹園、飼料畑、苗圃、わさび田、はず田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等で受益戸数が1戸以上のもの。
- ② 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい施設、農業用道路（有効幅員1.2m以上）並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設（干拓堤防、輪中堤防、海岸堤防、防災ため池、温水ため池、土留工、土砂だめ工、階段工等）で受益戸数が2戸以上のもの。

2 国庫補助となる災害復旧事業の定義

農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とした工事（原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合の復旧、施設を統合する復旧）で、次の条件に合致するもの。

- ① 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。（1箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは1箇所と見なす。）

3 適用除外

次に掲げるものは、災害復旧事業の適用除外となる。

- ① 1箇所の工事費が40万円未満、②被害の事実のないもの、③異常な天然現象によらないもの、④過年災害によるもの、⑤経済効果小のもの、⑥対象外施設及び他の事業と重複したもの、⑦維持工事と見られるもの、⑧設計不備、施行粗漏、維持管理不良に基因するもの、⑨他事業の施行中の災害、⑩被害の小さい農地、⑪小規模施設、⑫農作物栽培高度化施設の一部である底面コンクリート等

4 その他

農林水産省所管の災害復旧事業制度として、負担法に基づく「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業」、「災害関連事業」、「湛水排除事業」、「干害応急対策事業」、「鉍毒対策事業」等がある。

復旧手続き

被害が発生した場合は、市町村等から県に速やかに被害を報告し、最終的には災害発生後3週間以内に全被害額を報告する。そして、災害発生後60日以内に災害復旧事業（補助）計画概要書（いわゆる査定設計書）を作成して申請を行い、農林水産省の災害査定を受け、事業費が決定される。事業費の決定を受けると、事業に着手して良い（施越工事）。復旧工事は原則として災害発生日を含めて3カ年以内に完了させなければならない。

災害要因

法の「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

- ① 降雨による災害にあつては、24時間雨量80mm以上又は時間雨量概ね20mm以上
- ② 暴風による災害にあつては、最大風速15m以上（10分間平均風速の最大）
- ③ 河川の出水による災害にあつては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水
- ④ 高潮による被害にあつては、暴風等による高潮、波浪又は津波
- ⑤ 地すべりによる災害
- ⑥ 地震による災害
- ⑦ 火山噴火の降灰等による農地の災害にあつては、降灰厚が粒径0.25mm以下は5cm以上、粒径1mm以下は2cm以上
- ⑧ 干ばつによる災害にあつては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）が20日以上
- ⑨ 落雷、雪害による災害

事業主体

県 営 県管理施設又は県営事業の施行中の被災、管理委託の完了していないもの。大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し、維持管理団体が県営事業としての実施を強く望むもの。その他特に知事が必要と認めるもの。

団体営 市町村営を基本として、被災地域の関係者が事業主体を定める。

(注. 県営及び市町村営に限り、起債充当が認められるほか地財措置の対象となる。)

負担割合

区分	国							県	地元
	暫定法補助率			連年災補助率 嵩上げ	激甚法補助率 嵩上げ				
	通常 補助率	単年災 高率補助率			1戸当 たり負 担額が 1万円 を超え 2万円 まで	1戸当 たり負 担額が 2万円 を超え 6万円 まで	1戸当 たり負 担額が 6万円 を超え るもの		
		一次 高率	二次 高率						
1戸当 たり事 業費 (総事 業費／耕 作者実 数)が 8万円 までの もの	1戸当 たり事 業費が 8万円 を超え 15万円 までの もの	1戸当 たり事 業費が 15万円 を超え るもの							
農地 農業用施設	50	80	90	1. その年の1戸当 たりの事業費が 4万円以上の市 町村。 2. その年を含む過 去3カ年の1戸 当たりの事業費 が10万円以上の 市町村。 3. 上記1及び2を満 たすものについ ては連年災補助 額算定方式(そ の年を含む過去 3カ年の事業費 及び関係耕作者 をその年の事業 費及び関係耕作 者数とみなして 単年災の場合の 補助算定方式に より算出する) により補助額を 算定した結果、 単年災の補助額 よりも有利な場 合は連年災方式 をとる。	70	80	90	(県 営) ①国庫補助80%未 満の場合。	全体事業 費から国 庫補助と 地元負担 を除いた 額
	65	90	100		70	80	90		
	注. 暫定法補助率の算 定の場合の市町村 ごとの1戸当たり の事業費は災害関 連事業を除いたも ので算出する。			注. その年の発生災害 のうち、激甚災害 に係る災害復旧事 業について暫定法 により算定された 補助残額及び災害 関連事業の補助残 額の総額が1戸当 たり2万円以上の 市町村について、 上記区分により適 用される。			国庫補助 残の60%	国庫補助 残の40%	
	(団 体 営)							-	国庫補助 残

直轄災害復旧事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
----------	--------	--------------------

趣 旨

「直轄災害復旧事業」は、国が造成した、又は造成中の土地改良施設が被災した場合、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる場合に行われる事業である。この災害復旧事業は土地改良法に基づいて実施される。

事業の内容

1 事業の対象となる農業用施設

農業用施設の定義は「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じであり、そのうち国が造成した又は造成中のもので、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる施設。

2 災害復旧事業の定義及び適用除外

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

復旧手続き

対象となる施設に被害が発生した場合は、都道府県知事から地方農政局長に速やかに災害報告書を提出する。(地方農政局長は災害発生後15日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)

また都道府県知事は速やかに災害復旧事業計画書を地方農政局長に提出する。(地方農政局長は災害発生後30日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)

農林水産大臣は提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費を決定する。

災害要因

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

負担割合

区分	国			県	地元
	土地改良法国库負担率				
	通常負担率	一次高率	二次高率		
	1戸当たり事業費(総事業費/耕作者実数)が8万円までのもの	1戸当たり事業費が8万円を越え15万円までのもの	1戸当たり事業費が15万円を超えるもの		
農業用施設	65	90	100	①国库負担80%未満の場合。 全体事業費から 国库負担と地元 負担を除いた額	全体事業費の8%
				②国库負担80%以上の場合。 国库負担残 の60%	国库負担残の40%

注：連年災補助率嵩上げ、及び激甚法補助率嵩上げは該当しない。

農村地域防災減災事業 (調査計画事業・実施計画策定)	事業主体	県 他	所管課班	農村振興課 地域計画班

趣 旨

近年、集中豪雨や地震等の災害により農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発しており、効果的な防災・減災対策を講じるためには、農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしを確保する観点から、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施することが重要である。

本事業により、総合的な防災・減災対策を実施することにより農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進するため、対策に必要な諸条件について調査及び計画の策定を行う。

事業の内容

1 調査計画事業

(1) 農村地域防災減災総合計画策定等

- ①農村地域防災減災総合計画策定
- ②安全度評価
- ③防災情報管理システム整備計画策定
- ④地域危機管理整備計画策定
- ⑤地域排水機能強化計画策定

(2) ため池緊急防災対策情報整備

2 実施計画策定

整備事業又は体制整備事業の実施が予定されている地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

実施要件

- 1 上記1の(1)の①及び②の事業にあつては、(1)の③から⑤まで又は(2)若しくは下記Ⅱ又はⅢを行う見込みがあること。
- 2 上記1の(1)の③及び④の事業にあつては、次の要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等である。
 - (2) 被害面積の合計がおおむね10ha以上(災害防除対策推進地域等にあつてはおおむね5ha以上)
- 3 上記1の(1)の⑤の事業にあつては、次の要件に該当すること。
 - (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予測される地域又はこの被害を原因として農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
 - (2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。
- 4 上記2の事業にあつては、下記Ⅱ又はⅢの事業の実施要件に該当する事業に係るもの。

区 分	事業区分
I 調査計画事業	(1) 調査計画事業
II 整備事業	(1) 用排水施設等整備 (2) 災害管理施設等整備
III 体制整備事業	(1) ため池緊急防災環境整備事業 (2) ため池群管理体制整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	実施計画策定	50	25		25	地すべり対策事業に係る調査計画を除き、二次災害が予想される地区における施設に係る調査計画であって、令和2年度までに採択される場合は国定額補助

土地改良施設突発事故復旧事業	事業主体	県 市町村 土地改良区等	所管課班	農村整備課 農村環境整備班 防災対策班 水利施設保全班

事業の内容

土地改良施設突発事故復旧事業は、土地改良事業等によって造成された施設について、突発的な事故（以下「突発事故」という。）により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行い、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。

- 1 現地仮復旧
安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置
- 2 機能回復を行う復旧工事
施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置
- 3 緊急応急工事
1、2のうち、地方農政局長等が緊急に施行する必要があると認める応急工事

採択基準

- 1 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のものであること。ただし、中山間地域にあっては、おおむね10ヘクタール以上のものであること。
- 2 復旧に要する事業費が1箇所当たり200万円以上となるものであること。
- 3 適切に保管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

実施要件

- 1 維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。
- 2 機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。
- 3 突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧として以下のものは対象としない
 - (1) 有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは速攻のみに係る復旧
 - (2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積のみに係る復旧。
 - (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵のみに係る復旧。
 - (4) 森林植生のみに係る復旧。
 - (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	土地改良施設突発事故復旧事業	50 (55)	32	18 (13)		県営
		50 (55)	1	49 (44)		団体営 土地改良法に基づく 場合

※（ ）は離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地域の場合